

外務大臣 岸田 文雄 様

要 請 書

廿日市市・三次市・安芸太田町・北広島町

(広 島 県)

広島県における米軍機による飛行訓練等の中止の要請

広島県では、県西部及び北部を中心に米軍機の飛行訓練等が続いています。

このことは、国において廿日市市に2箇所（平成21年3月設置）、北広島町に1箇所（平成25年8月設置）設置された、騒音測定装置の測定結果からも明らかです。

飛行訓練中は、米軍機の爆音で、多くの住民の会話が途絶え、耳をふさぎ、怖いと震え、怯えています。

特に、小・中学校や保育施設をはじめ、介護施設や医療施設などの上空を飛行し、乳幼児、高齢者、病气療養中の者からは、突然聞こえてくる爆音により、極度のストレスや不安を訴える声が後を絶ちません。

また、米軍機の爆音は、世界文化遺産である厳島神社等の文化的行事へ多大な影響を及ぼすだけでなく、世界各国から訪れる観光客の楽しい気分を阻害する原因ともなっています。

自治体独自で設置している、騒音測定装置の結果によれば、電車が通るときのガード下の騒音に匹敵する100dBを超える騒音を北広島町（平成28年4月、10月、11月及び平成29年1月、4月）と廿日市市（平成29年1月）で測定しており、また、岩国飛行場使用時間外の時間帯における米軍機と思われる機体の目撃（騒音）情報では、今年の4月には、廿日市市で6時30分より前、北広島町では、23時を過ぎの飛行が確認されており、地域住民には安らぐ時間がない状況です。

これまでも、再三にわたり、改善を求めているにも関わらず、こうした状況が続いており、さらに、今年の7月以降には、米海兵隊岩国基地へ空母艦載機の移駐が計画されているところであり、現在の状況は、到底、容認できるものではありません。

国におかれましては、こうした地域住民に負担が生じている現状を十分に認識し、住民の不安解消と安全確保を図るために、速やかに次の措置を講じていただきますよう強く要請いたします。

1 関係機関への中止の要請等

住民の爆音による不安や墜落事故等の不安を増大させ平穏な生活を乱す米軍機による低空飛行訓練の中止、また、市街地や世界的観光地である宮島の上空を飛行ルートから外すことなどの措置について、米軍関係当局に対し、さらに強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達

- (1) 現在、国において騒音測定装置を廿日市市に2基、北広島町に1基設置しているが、そこから得られる客観的なデータをもって飛行訓練等の実態を明らかにするとともに、被害の解消に向けた具体的な取組みを示すこと。
- (2) 飛行訓練等の実態について、米国側において正確に認識されるよう、住民からの苦情件数や内容、騒音のデータを具体的に伝えること。

3 飛行実態に関する情報提供等

米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練の予定日時、内容及び飛行ルートなどについて、迅速かつ適切に県や地元自治体に情報を提供すること。

4 住民の騒音や安全に対する不安の軽減等

飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

5 国による騒音測定器の設置等

- (1) 県北部（三次市、安芸太田町及び北広島町）に、国において騒音測定装置の新設や追加設置を行い、客観的なデータの取得を図り、実態把握及び必要な措置を行うこと。

(2) 実態把握を行うため、地方自治体が騒音測定装置や監視カメラ等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。

6 米軍再編に係る積極的な情報提供

米海兵隊岩国基地への空母艦載機の移駐を含む在日米軍の再編について、その進捗状況を広島県内の関係自治体に情報を提供するとともに、地元自治体の意向を尊重され、性急な計画の推進を行わないこと。

7 空母艦載機の移駐に伴う騒音等の影響の分析

国において空母艦載機の移駐に係る航空機騒音の予測コンターが作成されており、従来と比較して70Wのラインの範囲が拡大し、その一部が宮島へかかっている状況であるが、騒音被害等、周辺自治体への影響を分析し公表すること。

平成29年7月27日

広島県廿日市市長 眞野 勝 弘

広島県三次市長 増 田 和 俊

広島県安芸太田町長 小 坂 眞 治

広島県北広島町長 箕 野 博 司

防衛大臣 稲田 朋美 様

要 請 書

廿日市市・三次市・安芸太田町・北広島町

(広 島 県)

広島県における米軍機による飛行訓練等の中止の要請

広島県では、県西部及び北部を中心に米軍機の飛行訓練等が続いています。

このことは、国において廿日市市に2箇所（平成21年3月設置）、北広島町に1箇所（平成25年8月設置）設置された、騒音測定装置の測定結果からも明らかです。

飛行訓練中は、米軍機の爆音で、多くの住民の会話が途絶え、耳をふさぎ、怖いと震え、怯えています。

特に、小・中学校や保育施設をはじめ、介護施設や医療施設などの上空を飛行し、乳幼児、高齢者、病气療養中の者からは、突然聞こえてくる爆音により、極度のストレスや不安を訴える声が後を絶ちません。

また、米軍機の爆音は、世界文化遺産である厳島神社等の文化的行事へ多大な影響を及ぼすだけでなく、世界各国から訪れる観光客の楽しい気分を阻害する原因ともなっています。

自治体独自で設置している、騒音測定装置の結果によれば、電車が通るときのガード下の騒音に匹敵する100dBを超える騒音を北広島町（平成28年4月、10月、11月及び平成29年1月、4月）と廿日市市（平成29年1月）で測定しており、また、岩国飛行場使用時間外の時間帯における米軍機と思われる機体の目撃（騒音）情報では、今年の4月には、廿日市市で6時30分より前、北広島町では、23時を過ぎの飛行が確認されており、地域住民には安らぐ時間がない状況です。

これまでも、再三にわたり、改善を求めているにも関わらず、こうした状況が続いており、さらに、今年の7月以降には、米海兵隊岩国基地へ空母艦載機の移駐が計画されているところであり、現在の状況は、到底、容認できるものではありません。

国におかれましては、こうした地域住民に負担が生じている現状を十分に認識し、住民の不安解消と安全確保を図るために、速やかに次の措置を講じていただきますよう強く要請いたします。

1 関係機関への中止の要請等

住民の爆音による不安や墜落事故等の不安を増大させ平穏な生活を乱す米軍機による低空飛行訓練の中止、また、市街地や世界的観光地である宮島の上空を飛行ルートから外すことなどの措置について、米軍関係当局に対し、さらに強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達

- (1) 現在、国において騒音測定装置を廿日市市に2基、北広島町に1基設置しているが、そこから得られる客観的なデータをもって飛行訓練等の実態を明らかにするとともに、被害の解消に向けた具体的な取組みを示すこと。
- (2) 飛行訓練等の実態について、米国側において正確に認識されるよう、住民からの苦情件数や内容、騒音のデータを具体的に伝えること。

3 飛行実態に関する情報提供等

米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練の予定日時、内容及び飛行ルートなどについて、迅速かつ適切に県や地元自治体に情報を提供すること。

4 住民の騒音や安全に対する不安の軽減等

飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

5 国による騒音測定器の設置等

- (1) 県北部（三次市、安芸太田町及び北広島町）に、国において騒音測定装置の新設や追加設置を行い、客観的なデータの取得を図り、実態把握及び必要な措置を行うこと。

(2) 実態把握を行うため、地方自治体が騒音測定装置や監視カメラ等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。

6 米軍再編に係る積極的な情報提供

米海兵隊岩国基地への空母艦載機の移駐を含む在日米軍の再編について、その進捗状況を広島県内の関係自治体に情報を提供するとともに、地元自治体の意向を尊重され、性急な計画の推進を行わないこと。

7 空母艦載機の移駐に伴う騒音等の影響の分析

国において空母艦載機の移駐に係る航空機騒音の予測コンターが作成されており、従来と比較して70Wのラインの範囲が拡大し、その一部が宮島へかかっている状況であるが、騒音被害等、周辺自治体への影響を分析し公表すること。

平成29年7月27日

広島県廿日市市長 眞野 勝 弘

広島県三次市長 増 田 和 俊

広島県安芸太田町長 小 坂 眞 治

広島県北広島町長 箕 野 博 司